

報告第 2 1 号

専決処分の報告について《除雪車物損事故（弥栄町木橋 R8. 1. 29）に係る損害賠償額の決定》

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

京丹後市長 中 山 泰

専決第 2 1 号

専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 5 月 2 5 日

京丹後市長 中 山 泰

損害賠償の額の決定について

京丹後市弥栄町木橋地内において発生した物損事故により、相手方に損害を与えたので、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 事故の概要

令和 8 年 1 月 2 9 日、市道木橋幹道南線の除雪業務を受託している事業者が、京丹後市弥栄町木橋地内において、除雪車を使用し、除雪作業を行った際、公民館に接触し、損害を与えたもの。

2 損害賠償の額 6 6 , 0 0 0 円

3 損害賠償の相手方 京丹後市弥栄町 地縁団体